

出羽の古代交通路研究の回顧と展望

山田安彦

はじめに

歴史地理学で重要な課題となるのは、地域変遷の構造を究めることである。そこで、筆者は具体的にそれを追究するために、東北における律令国家と蝦夷の漸移地帯の地域変遷の構造分析を従前から試みている。その分析には論ずるまでもなく、多くの地域構成要素からの究明が必要である。その一つに道路が取りあげられる。道路が地域変遷（発展）に函数的役割を果していることは多く論じられている。古代東北の場合も、律令国家による東北開発や対夷政策においても、道路の果す役割が大きかった。しかしながら、長い歲月の間に、道路が変化したり、道路交通施設が大きく変貌したり、消滅したりしているので、古代の道路を具体的に把握するのは容易なことではない。そこで、筆者の場合は、従前までに先達諸公が究めた道路関係、特に古代道路の研究を回顧し、目下のところ明らかにされている古代道路を把握したのである。それによって、筆者が試みている漸移地帯の地域変遷の構造を究める一つの手懸かりなり、指針を明かにしたいと考えている。

そのため、すでに陸奥の場合については、古代交通路研究の回顧と展望を試みた（拙稿：陸奥の古代交通路研究の回顧と展望 岩手史学研究 五九号 昭和四九年）。なお、それに加えて、「陸奥の古代交通路研究に関する二つの問題」を提起しておいた（拙稿：歴史地理学紀要 一六号 昭和四九年）。

その二つの問題をここに要点のみを説述することにする。

古代東北の歴史地理を考究する場合、律令体制側は、道路に限ら

ず、蝦夷の在来的伝統的体制を律令体制のなかへ編成変えて利用したのではないかと考えられる。蝦夷側の体制が律令体制内に編入され、蝦夷という事実を解消するその過程の分析から、日本の古代国家の進展と蝦夷というものの関係を理解したいと筆者は考えている。

そこで、まず陸奥辺境部の古代官道は、蝦夷が往来していた道路を、律令体制内の進展に伴ない、律令体制組織の道路に編入させたのではないか。いわゆる「安倍道」を官道として利用したのではないかと考えられる。

しかし、古代道路を具体的に復原するのに重要な手懸かりはない。論ずるまでもなく、『延喜式』や『倭名類聚抄』等の古文獻によることは当然であるが、具体的に駅家の所在位置を見出す証拠に何があるのか。残念ながら、それは明確ではない。駅家の具体的な遺構があれば、それから手懸かりをえたい。幸にして、陸奥には江釣子新平に古代駅家擬定遺跡が本格的に考古学的発掘調査が実施された（板橋源：岩手県江釣子村新平遺跡発掘概報——古代駅家擬定地——岩手大学文学部研究年報 一五巻 昭和三四年）。陸奥の古代駅家の具体的な遺構は一例しかない。そこで、その新平遺跡（古代駅家擬定地）の発掘報告を検討吟味し、それに現在の地形・地割、さらに近世の古絵図や明治前期の地押図を照合して、新平遺跡を具体的に事例として、駅家の平面形態を模式的に試作した。勿論、その試作に対しては、今後多くの事例を集めなければならぬが、目下のところ全国的にもその例はない。この試作図は、現存の地割や地籍図並びに航空写真から、駅家の所在を検出する試案的役割を果すものであろう。

このように、陸奥の古代交通路研究には、二つの問題が所在することを明かにしたので、これらを基礎にして、次は、出羽の古代交通路を復原しようとしたが、具体的に古代駅家を検出することは困難であった。したがって、今後の古代東北の歴史地理、特に、律令国家と蝦夷の漸移地帯における地域変遷の構造分析の準備的段階として、今回の陸奥の場合に引続いて、本稿を草することにしたのである。

出羽の場合も同様、陸奥の古代交通路研究において論じたように、蝦夷を理解せずして出羽を、そして広くは東北を理解しえないのである。

出羽の地理的基礎

出羽の東部には奥羽の背梁山脈である奥羽山脈が南北に縦走する。その西に出羽山地が南北に連なり、その間に、南から置賜・村山・最上の三断層盆地が形成されている。最上川はそれらの盆地を北流し、最上盆地の西で出羽山地を先行谷となつて切断し、山地の西部に庄内平野を形成して、日本海に注ぐ。庄内平野は肥沃な沖積堆積層によつて占められ、わが国の有数な穀倉地帯である。

最上川流域北方の出羽山地と奥羽山脈の間に介在する平地があり、その南部には横手盆地、北部には鹿角盆地と大館盆地が占める。横手盆地の水を集めて雄物川が流れ、出羽山地を横切つて、秋田平野を貫流する。雄物川も広い肥沃な沖積平地を形成し、わが国の有数な穀倉地帯を造成している。秋田県北部の鹿角・大館両盆地の中央を米代川が流れ、能代平野を形成して、日本海に流入する。

かかる南北に縦走する両山岳地帯が縦割的な割拠的地域を形成する基盤となり、また過去には東西の統一を妨げる要因となつたことは否定しえない。したがって、河川流域に沿つて文化が展開するのも当然の結果である。古代遺跡もその流域に沿つて分布している。

律令以前の交通路

山形県の先史・原史の遺跡分布をみると、縄文式遺跡は九百個所を越えるが、弥生式遺跡は僅かに五十近くしかなく、古墳時代以降の原史遺跡は急に多くなり、五百数十箇所にも分布している（菅田慶恩・横山昭男：山形県の歴史 昭和四五年 十二頁）。そのうち、古墳時代以降の原史遺跡は旧飽海郡だけで、二割余の一二〇近くもの遺跡が分布するという状態であり、出羽では庄内平野の酒田周辺が早くから開発されていたことを物語るものである。なお、古墳の主要遺跡の分布をみると、最上川の流域に比較的が多い（氏家和典・加藤孝：「東北」古墳文化の地域的特色 近藤義郎・藤沢長治共編：日本の考古学Ⅱ 古墳時代（上） 昭和四一年 河出書房新社 五〇九―五一一頁）。このような分布状態からみても、最上川に沿つて出羽の開発が進展したものと考えられる。

秋田県の場合、古墳の分布は、秋田平野、横手盆地、鹿角盆地の沖積平野にみられる（今村義孝：秋田県の歴史 昭和四五年 十一頁、氏家・加藤・前掲 五一―頁）。

律令時代の東西交通路

『続日本紀』天平九年（七三七）正月二十二日には、今までの陸奥国多賀城から雄勝を経由して、秋田出羽柵に通ずる道は迂遠なので、雄勝郡衙を通り、出羽柵に向う直路を計画したと記されている。この直路の開発は、出羽の軍政・行政の両面に甚大な効果を与えたことはいまでもない。四年前の天平五年（七三三）十二月二十六日には、出羽柵を秋田村の高清水岡（たかしみずおか）に遷置している（続日本紀）。出羽柵への直路を設置したあと、その年の四月十四日の『続日本紀』の記事によると、陸奥按察使大野東人は同年三月一日に、出羽に向つて実際に軍事行動を展開している。その兵力は約六千で、色麻柵から大室駅に進撃している。色麻から大室まで

を一日で行軍したと『続日本紀』に記されているが、その距離は不明である。しかし、賀美郡から出羽国最上郡玉野までは八十里と記載されている(続日本紀 天平九年四月十四日)。「和名抄」(後掲の刊本による)には、「色麻郡色麻郷」があり、現在の宮城県賀美郡色麻村四龍・一関附近に色麻柵跡が擬定されている(高橋富雄：蝦夷 昭和三八年 二二二―二四頁)。最近、この擬定説に対して、天平九年の大野東人の遠征記事から、その擬定地は適当ではないという意見もある(佐々木茂積：宮城県古川市伏見廢寺跡 考古雑誌 五六卷三号 昭和四六年 五三―五四頁)。しかし、本格的な発掘が実施されていないので、いづれとも論定しえない。「大室」は、最上川支流丹生川流域の玉野原における古代の中心集落であろうから、現在の山形県尾花沢市丹生正殿の付近であろうと推察される。「吉田東伍：増補大日本地名辞書 七卷 奥羽 富山房 昭和四十五年(以下 地名辞書と略す)」(七五五頁)に、「大室」は玉野の地にあり、字「正殿(しようごん)」の西に「森岡」という岡があるが、この岡が大室岡ではないかという。また、大室は、後述の玉野と同一であるともいう。井上通泰もその吉田説に従っている(井上通泰：上代歴史地理新考 東山道 昭和一八年 以下 新考と略す 四七九頁)。前に戻るが、賀美郡から玉野まで、八十里というが、この里数を後世の里数に換算すると、一三里一二町であるから、色麻から羽後街道―中羽前街道―母袋(もたい)街道を通り、出羽に至るコース(新考 四八〇頁)、すなわち、鍋越越をして大室に至るとしても、また、鳴瀬川上流の軽井沢から銀山を経由して「大室」に至るとしても概ね妥当の道程である(新野直吉：古代東北の開拓 昭和四四年 塙書房 一一九頁 新考 四七九―四八〇頁)。この路線は「延喜」の駅路とは別である。

大野東人が軍事的遠征を進行した時から二十余年後の天平宝字三年(七五九)には、出羽国に雄勝郡と平鹿郡とが新置され、玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河、並びに陸奥国の嶺基の駅家が設置された(続日本紀 天平宝字三年九月二十六日)。しかし、天平五年(七三

三)に、雄勝村に郡が建てられたという記事が『続日本紀』にある(天平五年十二月二十六日)。この記事と、前述の天平宝字三年の「始置出羽国雄勝平鹿二郡」の記載とは、若干重複し、また矛盾するところがないとはいえないので、天平の雄勝置郡は「権置」であったと考えることによつて処置しようとする解釈説が行なわれている(半田市太郎：秋田城の建置 秋田県史 一卷 昭和三七年 一七〇―一九七頁)。

出羽に設置された第一駅家の玉野は、大槻如電の『駅路通 下巻 大正四年』(一三〇頁)によれば、山形県北村山郡玉野村原田(現尾花沢市)に「玉野原」と称する平地があるが、その平地に玉野駅家の所在を擬定している。大槻如電が推論する以前に、吉田東伍が北村山郡の正殿(しようごん)に現尾花沢市に推定しようと試みた(地名辞書 七五五頁)。また、最近では新野直吉も尾花沢市の「正殿」附近であろうと擬定している。その根拠としては、丹生川右岸には古代の朱砂採取関係の集落遺跡が存在すること、また正殿に、「裏宿」「下宿(本宿)」「上宿」という地名が残存することを掲げている。これらの地名は古代駅路をそのまま表示する名称ではないとしても、その遺制を中世以後まで伝えることによつて定着したものではないかと思われると説述しているのである(新野直吉：前掲書 一三九頁)。

次の避翼(さるばね)駅は、『日本地理志料』(郵岡良弼著 日本地理志料 明治三六年、浜田敦開題 郵岡良弼著：日本地理志料 臨川書店 昭和四三年)以下 地理志料と略す)によれば、「猿跳(さるはね)」の義で、その所在位置は最上郡南東の最上川沿岸にある「長者原」(現 船形町)に擬定されている。長者とは駅長のことであるという(四四二頁)。吉田東伍(地名辞書 七六〇頁)、大槻如電(駅路通 一三〇頁)、井上通泰(新考 四八〇・四九〇頁)も避翼駅所在位置を舟形に擬定する説に共鳴している。『駅路通』(一三〇頁)によると、避翼を「さばね」と訓んでいる。

右の避翼駅所在地の舟形擬定説の根拠は明白でない。地図により

「玉野」から山麓に沿って北上し、猿羽根峠（一七八、一米）を越えて小国川流域に入ると、舟形町の大字舟形に「一ノ関・御蔵沢・屋敷野」、その東方の大字長沢に「関田・経壇原」、大字舟形の南西方の小国川が最上川に合流する東岸に大字富田があり、そこに「小屋坪」と「楯」の小字名が残存し、その北方に大字「長者原」がある。富田集落は藩政時代に最上川の仲瀬港として繁栄し、その南西で最上川に面する「本堀内」は新庄藩の舟番所が設置されていたことや、この集落が本来の「猿羽根」であるという古老の言と合わせ、ここが『延喜式』の船六隻を備えた水駅をも兼ねうる最適所であると藤岡謙二郎は推定している。また、藤岡は、考古学的資料と合考して、大字長沢に「関田」、大字舟形に「一ノ関」の小字の存在することは、壇原を「軍団原」とも解しうることであり、さらに、駅家に近い出羽側の小軍団跡ではなかったかと考えた次第であると論じている。なお、続けて、『延喜式』の避翼駅とそれ以前の同名駅家の位置が同一であったか否かは不明であるが、小国川沿いの谷口における「経壇原」や「関」の付く地名が雄勝城と多賀城とを結ぶ交通系が「鳴子越」によったのではないかを暗示することは事実であると説述している点に注意したい。したがって、藤岡は玉造軍団から北上し、玉造駅を經由、北羽前街道を避翼に出た可能性が大となると論及している（藤岡謙二郎・足利健亮・桑原公德：古代東北の地域中心に関する若干の歴史地理学的調査と問題点 人文地理 一五の三 昭和三八年 二二二―二三三頁）。藤岡説に従うとすれば、玉野駅の所在やその位置を何処に解釈すればよいのか大きな疑問が残る。

次の平戈（ひらほこ）は、天平宝字三年（七五九）の設置であるが、『延喜式』（国史大系編修会・新訂増補国史大系 延喜式後篇 吉川弘文館 昭和三四年 七一三頁 以下この刊本による）には記載されていない。『延喜式』の駅路は、平戈を經由し雄勝・平鹿に至る路線を廃線にしている。「地理志料」（四四三頁）によれば、その駅家を最上郡及位（のぞき）に比定している。及位は現最上郡金山町（かねやま

ち）の北部に当り、雄勝峠の南麓にある。金山町北部の山が、天平九年（七三七）に大野東人が色麻柵から「玉野」を経て、「比羅保許山」より雄勝村に至ったという『続日本紀』（天平九年四月一四日）の記事に現われる比羅保許山（ひらほこやま）である。『地名辞書』にも、明確な証拠はなく、具体的な平戈駅の所在位置は不詳であるが、地名の考証と「玉野駅」との関係から、最上郡の金山の北部に推定している（七六九頁）。井上通泰も吉田説に従う（新考 四八〇・四九九頁）。一方、『駅路通』（一三二頁）によれば、平戈駅の金山北部説とは異なり、秋田県雄勝郡役内川上流の白宮内（うすくない）という集落に、平戈駅の跡があるというが、具体的証拠を掲げていない。両説ともに、明確な根拠はないが、駅路の距離の関係上、横手盆地に入る前に一駅家の設置が考えられるので、最上盆地を北上した金山町北部に平戈駅を設置されていたのではないかと考えられる。金山及位から北に向っては、金山から北東方の有屋峠を越えて、雄勝の横河駅に至る（地名辞書 八八二頁）。慶長以前には、金山から雄勝に向うのは有屋峠を利用したという（地名辞書 七六九頁）。

横河駅の所在地は、吉田東伍によると、近世史料の吟味から雄勝郡横堀（雄勝町）に擬定している（地名辞書 八八二頁）。大槻如電は明確な証拠を示さないが、吉田説と同じく「横堀」に比定している（駅路通 一三二頁）。これに対して井上通泰は、明確な根拠もないが、横河駅は雄勝郡秋ノ宮村役内（現 雄勝町）に推定しうるであろうという（新考 四九九頁）。新野直吉（前掲書 一四一頁）は横堀の地名の由来を究明して、横河駅の横堀擬定説を否定し、地形や河川状況および地名（小字名）から、役内川の下流寺沢に比定している。菅田慶恩・横山昭男（前掲書 三二頁）は新野説のままである。

横河駅から雄物川に沿って、横手盆地の平地に入っていく。羽前金山の北部の山地を通り抜けて下りた所に雄勝城があったと考えてよからう。また、一般的に考えられていることであるが、郡衙や城柵に駅家が併設されるか近傍に付随していたと考えられる。雄勝駅

も、雄勝城（に併設されていた雄勝郡衙）に付随した駅家であろう（地理志料 四四四頁）。雄勝郡衙は雄勝城に設置されていたと考えられる。城柵の所在は、現雄勝郡羽後町西馬内元木（にしもないもとき）、すなわち、元柵にあったとされるが、同羽後町足田（たらた）の字「ひばり野」にも城柵関係遺跡が存在すると最近の発掘により確認されつつある（秋田県教育委員会：羽後町足田遺跡発掘調査概報 秋田県文化財調査報告書 三・一〇・一七集 昭和三九・四二・四四年 秋田県教育委員会発行、羽後町教育委員会：羽後国足田門田遺跡発掘調査報告書 昭和四七年 羽後町教育委員会）。その二つの遺跡の存在は、時期によって郡衙が移転したことを物語っているのではなからうか（今村義孝：前掲書 二〇頁）。足田遺跡は長く発掘が継続されており、近い将来にはその結論が導き出されるであろう。しかし、一方吉田東伍が地名研究により雄物川左岸の平地の旧新成村（あらなりむら）郡山（こおりやま）《現在は羽後町、足田遺跡の東南東約一、九料の地点》に雄勝郡衙を擬定した説も捨てきれない（地名辞書 八八九頁）。井上通泰は吉田東伍の郡山説に同調している（新考 四九九頁）。そして、その郡山の南西一、八料付近の羽後町「糠塚」に雄勝駅家があったともいう（新野直吉：前掲書 一四二頁、誉田慶恩・横山昭男：前掲書 三一頁）。しかし、糠塚に雄勝駅家を擬定する根拠は明白にされていない。

『統日本紀』の天平宝字三年（七五九）の記事（九月二十六日）によると、出羽山道駅路の駅家は六駅が設置されているが、助河駅は第六番目の記載である。しかし、『駅路通』（一三二頁）によると、避翼の次が「助河」であると設定し、その位置を山形県最上郡金山町（かねやままち）に比定している。金山（かねやま）集落の北を流れる有屋川（ありやがわ）は、鮭川（さけがわ）ともいうが、古称は「すけがわ」であったという。なお、大槻如電は『地理志料』（四四三頁）に説述している内容と同様に、すなわち、『常陸国風土記』の多賀郡助河の条に、「鮭日須介」ということから、鮭川（さけがわ）は

「すけがわ」であると推論している。そのことから、『地理志料』（四四三頁）にも、助河駅を最上郡の鮭川流域に推定しようとする考えである。しかし、六番目に記載された助河駅は、秋田城に向う由利郡（由利郡）方面に求めるのが一般的である。ところが新野直吉によると、出羽山道駅路は、平鹿郡建郡のためであると説く。何故なら、『統日本紀』天平宝字三年（七五九）九月二十六日の条に、雄勝・平鹿両郡を建郡し、玉野助河路線を設置していることから、推論の端緒はある。さらに『統日本紀』の記事から考え、出羽山道駅路が平鹿郡家への連絡のためと考えられるので、助河駅を平鹿郡内に存在すると考えている（新野直吉：前掲書 一三九―一四一頁）。そこで、平鹿郡衙の所在地が問題になる。古代交通路を論ずる場合、国府や郡家との関係を無視しえないが、本稿では国府や郡家の所在地の論証については、紙数の関係もあるので、別の機会に譲ることにして、要点のみを説述する。郡衙と駅家とが分離しているとは考えられないので、平鹿郡衙の位置をまず検討する。新野直吉は、实地調査により、地形環境・考古学的遺跡、遺物および小字名等から総合して、平鹿郡増田町平鹿に擬定している。この擬定地の近傍に駅家があるとして探求すると、助河という河川名に因み、増田扇状地の南縁を洗うように雄物川に合流する皆瀬川の河岸に求められる。南方にある横河（寺沢）駅から山麓に沿って北上した道路が雄勝城方向への路と分かれてさらに北進し、今の湯沢市方面を経過して、皆瀬川を渡河した地点の八木集落に助河駅があったと推定されている（新野直吉：前掲書 一四二頁）。新野説のように、雄勝郡衙到達道路と平鹿到達道路の二路も考えられるが、雄勝駅家を經由して助河駅家に向う道路も考えられるのではなからうか。誉田慶恩・横山昭男（前掲書 三一頁）は新野説に共鳴し、今村義孝は（前掲書 二〇頁）平鹿郡衙に到達するまでの途中の駅家であるという。

このように考えれば、多賀城から秋田城への連絡路は、雄勝城より直接西の丘陵を越えて、由利柵を經由したとも考えられる。

しかし、『地理志料』(四四六頁)によると、新野説のように八木擬定説ではない。勿論、『地理志料』が完結した明治三十六年(一九〇三)は現在のように多くの考古学的事実が発見されたり、分析されたりしていないので、考証には不備も多い。唯、『地理志料』(四四六頁)には、『延喜式』に助河駅はないが、同「神名帳」に山本郡副川神社が記載されており、「副」は「すけ」と訓むので、「助川」であるという。この山本郡というのは、今の仙北郡である(地名辞典 九〇一頁)。なお、『地理志料』には、続けて『出羽風土記』によれば、雄物川に合流する玉川が流れているが、この川の旧名を「副川」と呼称していたことなどから、神宮寺村(昭和三〇年三月三十一日 神岡町となる)に助河駅があつたと説述している。しかし、吉田東伍は、「副」は「スケ」と訓めないことはないが、延喜式神名帳の旧訓に「副」を「ソヘ」と傍注しているので、「ソヘ」というのが妥当であるとい、助河駅家は神宮寺村ではなく、雄勝より由理への通路にあたるという(地名辞書 九二二頁)。なお、吉田東伍は、この山本郡副川神社を秋田郡(南秋田郡)添川(そえかわ)郷に比定するのは、同名異地であるという(地名辞書 九二五頁)。井上通泰は郡岡説を批判しながらも共鳴している(新考 五〇二―五〇三頁)。なお、吉田東伍は、天平宝字三年(七五九)の出羽山道駅路(玉野―助河)は秋田に通ずるものと考えているので、雄勝から由理柵に向う間の一駅家として、助河駅を考えるのが妥当であろうと説く。そして、助河駅を石沢川(上流は高瀬川)の上流域の玉米(たままい)と旧下郷村(東由利村西部)との間に助河駅家の位置を推察している(地名辞書 八七〇頁)。具体的な位置は不詳。明確な証拠は勿論発見されていない。唯参考までに記しておけば、旧下郷の東部で、高瀬川南岸に「宿」という字名がある。

これらの駅家がいずれも既枚令(令義解卷 八)々国史大系編修会編：新訂増補国史大系 令義解 昭和三四年 吉川弘文館 二七四頁に規定されているように「每三十里置一駅」を原則としながら地勢や水草の

状況に応じて随便安置されていることはいうまでもないが、大体規定の間隔里数に合わせるようにしている。『続日本紀』の天平九年(七三七) 四月十四日の記事によると、大野東人は「從_二陸奥國_一賀美郡_二至_三出羽國最上郡玉野_一八十里。雖_二惣是山野形勢險阻_一。而人馬往還無_二大難難_一。從_二玉野_一至_二賊地比羅保許山_一八十里。地勢平坦無_二有_三危險_一。」といっている。この記事によれば、賀美郡から「玉野」まで、八十里であり、「玉野」から「比羅保許山」まで八十里である。八十里を現在の距離数に換算すると大体四三、六料となり、前述の平戈駅の所在地まで大体合致するように思われる。それなのに、平戈駅を雄勝峠を越えた院内付近、横河駅を平鹿付近、助河駅を秋田城に至る中間駅として考えようとする説は、『既枚令』(前掲)の規定する駅間里数に甚しく離脱することになる。大体、『続日本紀』の天平と天平宝字に現われる記事で、問題にしているのは、雄勝城、雄勝郡、平鹿郡に限っているのであって、秋田城を意図しているのではない。従って、秋田城までの路程において駅家の位置配分を行なうのは、史実に反することになる。

要するに、別に考えれば出羽山道駅路は、横手盆地の統治支配が安定しなかつたために、秋田城まで駅路が貫通しないうちに廃絶され、代って出羽水道駅路が設定されるようになった。その時期は明確ではないが、山道の蝦夷が叛乱し、最上郡大室駅まで賊手に落ちた七八〇年頃であろうと考えられる。

『延喜式』には出羽の水道駅路で示されている。

延喜式の駅家と駅路

最上郡から北上して雄勝郡に入ることを避け、最上川を下り日本海岸に沿って秋田城に到達するのである。出羽の延喜式駅路で注目されるのは、野後(のじり)・避翼・佐芸(さげ)・白谷(しらや)の四駅に船が配置されていることである。このような駅家を「水駅」

というが、『厩牧令』(前掲)には「凡水駅不記馬処。量閑繁。駅別置船四隻以下、二隻以上。随船配丁。駅長准陸路置。」と規定されている。越後国に「渡戸船二隻」というのがあがるが、水駅は出羽国以外にみられないのである。

『延喜式』の記載順序に言えば、出羽国の第一駅は最上駅で、駅馬十五足、伝馬五足である。陸奥国柴田郡小野駅(名取川南岸支流碓石川支流前川の下流)から分岐し、北川を溯河し、笹谷峠(九〇六米)を越えて出羽に入る。すなわち、現在の笹谷街道コースが駅路の順路を踏襲したとも考えられる。最上駅家の位置について考察する前に、『和名抄』(京都大学文学部国語学国文学研究室 諸本集成 倭名類聚抄「本文編」臨川書店 昭和四三年 以下和名抄と略す。六三七頁)によると、最上郡には「郡可 山方 最上 の他十一郷」が記載されており、最上郷に最上駅家があったのではないかと考えられる。『地理志料』(四四一頁)によれば、古代の最上郡で、後世の南村山郡関沢・新山(現 山形市東郊)の新山(しんざん)は旧東沢村の大字であり、その東方に「関沢」がある。「関沢」は一名「関根」ともい、藩政時代には御番所があった(地名辞書 七二〇頁)。その関沢に最上駅家を擬定している。『地名辞書』も『地理史料』と同じ見解である(七一七頁)。「駅路通」(一一七一―一八頁)には、南村山郡前田(まえだ)に擬定しているが、明確な証拠はない。前田は現山形市市街の南東郊(旧瀧山村)にあり、旧称「馬屋田」の転称であるという。井上通泰は史料を分析して、郡郷や交通路を詳細に考証しているのであるが、最上駅家については、今の山形市に当るとしか記していない(新考 四八九頁)。

次は村山駅で、駅馬を十足備えていた。まず『和名抄』(六三七頁)によると、「最上郡」内に「村山郷」がある。この村山郷に村山駅家の所在を推察しうる。仁和二月(八八六)十一月十一日に、最上郡の六郷を分割して村山郡を建置した。(国史大系編修会編：日本三代実録 後篇 昭和三四年 六二〇頁)『地理史料』(四四三頁)によれば、村

山郡村山(北村山郡小田島村)に郡山(こおりやま)の地名があり、ここが郡衙の遺地で、駅家も併設されていたという。郡山は現東根市市街の南東で、古代遺跡の分布も多く、近傍の沖積平野に条里遺構が残存している。駅家の明確な証拠はないが、吉田東伍(地名辞書 七四頁)、大槻如電(駅路通 一一八頁)も井上通泰(新考 四八九頁)も郡岡説に同調的である。

最上駅から村山駅家までの順路を考察すると、山形市の漆山、天童市の清池(しようち)・高嶺(たかだま)等の古墳分布地を経て、さらに北へは天童市の生成(なりう)の条里地割分布地を抜けて、小田島郡山の村山駅家擬定地に至ったと考えられる。前述したが小田島付近には古代遺跡の分布が多く、さらに北部の東根市市街西部には条里地割が分布する。そのなかを通り、楯岡を過ぎ、概ね羽州街道に沿って野後(のしり)に向ったと考えてよからう。

『延喜式』によると、野後駅家には駅馬十足、伝馬三疋、船五隻が備えられていた。『地理志料』(四四二頁)によれば、野後駅家の位置は最上郡の「玉野原」を控え、最上川に沿う所にあり、旧名は「玉野」といったと説述している。なお、『続日本紀』天平九年四月十四日に、「從賀美郡、至出羽国最上郡玉野二十里」と記載され、また天平宝字三年九月二十六日の条に、「始置出羽国雄勝・平鹿二郡。玉野・遊翼・平戈・横河・雄勝・助河。」と記されているが、その「玉野」駅家に野後駅家が設置されたと考えているのである。しかし、『地名辞書』(七五三頁)によると、玉野は尾花沢市の「丹生正敵」の地であり、丹生川が流れる。この川を一名野尻川と呼び、しかも、丹生正敵に「上宿」・「下宿」の遺名もある。なお、野後は水駅で河川に臨むので、始めは「玉野」に野後駅家が設置されたが、後に、北村山郡の大石田に転置されたという。大石田にも「今宿」の地名が残る。井上通泰は『地名辞書』に野後駅家の位置を玉野駅家の位置に比定しているのに賛成しえないと説述している(新考 四八九頁)。しかし、吉田東伍は野後駅家の移動を強調してい

るのに注目すべきである(地名辞書 七五三頁)。また、『新考』(四八九頁)によると、野後駅家の位置を尾花沢北方の丹生川の沿岸に擬している。それらの考察に対して、新野直吉が精緻な実地調査により、まず名称について、「玉野原」の野末なので、「野後」と呼称されたという。次に、色麻柵への至便の位置にあり、また最上川を利用して南北に通ずる位置に「野後駅家」を考えている。そうすると丹生川(野尻川)が最上川に合流する地点の北岸の「駒籠」に野後駅家を擬定しては如何と問う(新野直吉: 令制水駅の実地研究 日本歴史 一八四号 昭和三八年 一八頁 以下 水駅の実地研究と略す)。駒籠付近には、主要な古代遺跡の分布はない。

野後駅家から北へは、最上川を舟で下るか、最上川の右岸に沿って、猿羽根峠を越え、小国川流域に入ったと考えられる。

次の駅家は避翼で、『延喜式』によれば、駅馬十二疋、伝馬一疋、船六隻を備えている。『和名抄』(六三七頁)には、避翼駅家と同名の郡名・郷名はない。この駅家については、『統日本紀』の天平宝字三年(七五九)当時の避翼と『延喜式』の避翼と混同する恐れがあるので注意を要す。『統日本紀』天平宝字三年(七五九)九月二十六日の条に記載された出羽山道駅路の避翼の位置については、前述した通りである。『地理志料』(四四二頁)によれば、その位置を最上郡長者原(現 舟形町内)に擬定しているが、『延喜式』駅路の避翼駅の位置については論じていない。天平宝字三年(七五九)の避翼駅家の位置については、吉田東伍(地名辞書 七六〇頁)も耶岡説に同調しており、井上通泰は吉田説に対して批判的ではあるが、大体共鳴している(新考 四八九―四九〇頁)。「駅路通」(二一九頁)も『地理志料』の長者原説に従っているが、いずれも具体的に明確な位置を推定していない。

ところが、吉田東伍は『延喜式』に避翼駅家を水駅に規定しているところから、舟形の長者原では出羽の交通幹線の役割を果たす最上川の水陸結節点として便利ではないし、また最上から北部への交通

上の便宜を考えれば、本合海(もとあいかい)相川・合川・合貝・鮎貝が適当であろうと考えた(地名辞書 七六〇・七六五頁)。本合海は舟形町の北西方で、新庄市の南西に位し、新田川が最上川に合流する地点の東岸に立地する。井上通泰も吉田と同じく『式』の避翼駅を「本合海」に擬定し、吉田説に共鳴している(新考 四八九―四九〇頁)。しかし、新野直吉は、現地を詳細に調査し、「長者伝説」や「田村麻呂伝説」、それに中世の伝説、および古くからの開拓の状態から考察し、舟形町の西部で、小国川が最上川に合流する地点の北岸「福寿野」の東縁部「長者原」に推定しているが、具体的な根拠はない(水駅の実地研究 二一―二二頁)。

避翼は水駅であるから、最上川を下って次の佐芸(さき)駅に向ったことは確かである。『延喜式』によると、佐芸駅は駅馬十疋と舟五隻を保有している。『和名抄』には「佐芸」の郡名も郷名もない。天平宝字三年(七五九)の出羽山道駅路のように、『延喜式』の駅路は避翼から雄勝へ向って北上することを避け、前述したように、『延喜式』の規定による水駅を設け、最上川を下って日本海岸に出て、そこから海岸に沿って秋田に向った。最上川が出羽山地を先行谷となつて、横切るために、兩岸に山地が迫り、陸路による往来が困難であり、水路を利用したと考えられる。

まず、『地理志料』(四四三頁)によると、「佐芸之言埼也、謂三曲岸一也、寒河江川至此会最上川、故名」と記述しているが、前述してきた諸駅家の所在から、首肯しえない。『地名辞書』(七四三頁)にも、佐芸駅の寒河江擬定説は誤であるとのべ、最上川が山之内横谷を流出した西口で、立谷沢川が最上川に合流する地点の南岸にある清川(きよかわ)東田川郡立川町北部に比定している(八二四頁)。吉田東伍の清川比定の根拠は、『義経記』・『風土記略』等の記述からの推察であり、具体的証拠ではない。井上通泰(新考 四九〇頁)は、吉田説に共鳴し、佐芸駅を東田川郡の清川に比定し、さらに加えて、白糸峽(山之内横谷)最上峽谷の北岸は往來不通なので、本

合海（遊翼駅家）で最上川の左岸に渡り、清川（佐芸駅）にて右岸に復すと述べている。なお、井上は佐芸駅から出羽国府に至るには最上川の左岸を西下したというが、筆者はそれについて検討すべき点が多いと思う。

一方、『駅路通』によると、佐芸駅は水駅であり、一日行程で、舟で飽海駅に達す（一一八頁）。しかし、曳舟で溯河するには五日程を要するという。なお、大槻如電は、舟航の一日行程から推察して、佐芸水駅を北村上郡の大石田（おおいしだ）に擬定している。地名上は、「佐芸（さき）」の残存はないが、大石田の少し下流の最上川に丹生川が合流する地点に「川前」（旧亀井田村）があり、現在は「かわまえ」というが、古称は「かわさき」であったという（『駅路通』一一八頁）。なおさらに、『地名辞書』（七五二頁）によると、大石田には藩政時代に川船役所があったと述べている。しかし、「佐芸」は「さけ」に通じ、鮭川が最上川に合流する地点の近傍であろうと考えられるし、なかには神田（最上郡戸沢村）付近に推定する説もあるが、新野直吉は実地調査により、「さけ」の語首に「佐芸」が通じることと、野後駅家や遊翼駅家のように、水陸交通の結節点である河川の合流点に位置する「真木新田」に擬している。「真木」は最上郡鮭川村で、曲川が鮭川に合流する地点にある（水駅の実地研究 二五頁）。真木は、駅馬の「牧（まき）」に関係するものかも知れないと新野は追記している。

遊翼駅家から陸路では、現在の道路から推察して、舟形町の長者原、新庄市南西の芦沢・角沢、同市街南部の小田島・下山崎・泉川から真木に到達したと想像しうる。真木付近は主要な古代遺跡の分布はない。最近では、佐芸駅的位置については、清川説よりも真木説の方が有力視されている（菅田慶恩・横山昭男：前掲書 三三頁）。

次の駅家は『延喜式』によれば、佐芸駅の次に記載されているのは、遊佐（ゆき）駅である。『地名辞書』（八二八頁）によると、出羽国駅家の最上から佐芸までは、陸奥国柴田郡小野駅からの駅次であ

り、遊佐から秋田までは国府からの駅次であるという。しかし、『延喜式』によると、遊佐の次から先は、蚶方、由理、白谷、飼海、秋田の順になっている。これに対して、吉田東伍は、「飽海（あくみ）は佐芸（今の清川）より遊佐への直径にあたり、国府の傍路に属す、故に後に於きて追録せるか。秋田駅は、秋田城下なり。」という（地名辞書 八二八頁）。ところが、井上通泰は、次のように推論している。「順序より見れば飽海は白谷と秋田との間に在るべけれど、両駅の間は一駅を容るる余地なく又此地方に飽海といふ処なし」とい、さらに続けて、『地名辞書』に、「飽海は、国府の傍路に属す、故に後に於きて追録せるか」というのは、「理由とは成らず不審」であるという（新考 五一五頁）。『和名抄』によると、「飽海郡飽海郷」（六三七頁）があり、飽海郷は飽海郡家の所在地ではないかと推察しうる。また、「遊佐」の郷名も飽海郡にある。駅家名と同名の郷名があり、なお、那家は駅家を兼掌したと考えられるので、飽海郡に飽海駅家と遊佐駅家があったと筆者は一応考えたい。現飽海郡平田町に「郡山（こおりやま）」の大字があり、その周辺に古代遺跡の分布が多い（文化財保護委員会：全国遺跡地図―山形県 昭和四一年 三図）。

『地理志料』（四四七頁）の説に沿い、『地名辞書』（八二八頁）にも、平田町の郡山を飽海郡家の所在地に擬定している。そのように考えれば、「佐芸」と「遊佐」の間に飽海の駅家があることになる。しかし、両駅の間「飽海」を記載しなかったのは、「飽海」と「秋田」の両駅が、後に設置されたのではないかと考えられるが、両駅の駅馬の数が多過ぎるので、そうとも思えない。そのような筆者の推論は、すでに井上通泰が『新考』（五一六頁）に論じ、『延喜式』記載の伝馬の「遊翼」の順序は確かに誤っているので、出羽国の駅馬・伝馬の順序には誤があると認められるという。さらに、井上は続けて、「秋田より発して国府に到らむに遊佐より東南佐芸に到り佐芸より更に西北国府に到らむに徒に途と時とを費せば遊佐の南方に飽海駅を置き遊佐より飽海を経て直に国府に到りしか。即飽海は

秋田城と出羽国府との交通の為に設けしにて、駅路の幹線に属せず従ひて佐芸と遊佐との間についでがたければ故(ことごと)に白谷と秋田との間についでたるか。」と推論している(新考 五一―五六頁)。吉田説も井上説もともに最上川下流右岸河岸の地点ではない。それに對して、新野直吉は次のように論評している。『地理志料』や『地名辞書』に論ずるように、新野も飽海郡の平田郡山に飽海郡家を擬定し、そこに飽海駅家が設置されていたと推定し、最上峡西口の「清川」から飽海駅家を經由しないで遊佐駅家に至るとすれば、「清川」から最上川河口付近までにもう一駅を設けて上陸し「遊佐」に向うほかはないという。新野はさらに続け、最上川の河口の現在の酒田港付近にでも何か立寄るべき目的がない限り、最短距離の飽海郡山(郡家)を避けて、秋田城に向うとは考えられないと論じている。

なお、飽海は最上川北岸流域の駅家であり、国府が南岸に所在していたと考えられる場合、飽海駅家は国府に便宜でないことは、佐芸駅を「清川」に擬定するのと同様である。もし国府が最上川北岸にある場合、飽海駅は国府に対して便宜を与えるが、しかし、目下のところ、本楯(城輪)柵以外に、最上川北岸に然るべき擬定地がないので、ここであれば、飽海駅よりも遊佐駅の方が、府傍の駅家に相応する位置にあると新野は推論している(水駅の実地研究 二四頁)。最上川の下流北岸に出羽国府があり、出羽の駅路が秋田城に通ずるために建設されたのであるから、最上川の右岸に駅家が立地するのが便利であろう。それなのに、その一般的な利便性とは反対に、佐芸駅が最上川南岸の「清川」に擬定される点には疑問が残る。「清川」の北岸に佐芸駅を比定するとすれば、飽海郡山(郡家)に擬定される飽海駅との距離関係、また右岸の「荒興野」・「松嶺」には駅田を保有しうる可能性はない。「荒興野」は近世初期に成立した開拓集落である。従って、佐芸駅の擬定地は、前述したように「鮭川」説が妥当であろう(水駅の実地研究 二四―二五頁)。

扱て、出羽国府について論ずる必要があるが、論題から外れるの

で、本論に関係のある部門について若干説述する。出羽国の拠点である出羽国府はどこに設置されていたのか。天平五年(七三三)十二月二十六日(続日本紀)に「出羽柵は一挙に百料以上も北進して、秋田村高清水岡に遷置された。しかし『職官志』に、この時は移転の議があっただけで、実際には天平宝字三年(七五九)に移ったとしている。菅田慶恩・横山昭男は、そのことをそのまま信じたいが、恐らく国府は、なおもとの出羽柵にとどまったのであろうことを示すと推察している(山形県の歴史 二七頁。延暦二十三年(八〇四)十一月二十二日(日本後記)に、「秋田城建置以来四十余年」といわれているので、七六〇年前後には、出羽柵が秋田城としての内容を整えていたのであろう(新野直吉：出羽柵と秋田城 伊東信雄・高橋富雄：古代の日本 八巻 東北 角川書店 昭和四五年 一二三頁)。出羽国府が秋田城に設置されていた時期は短期間であった。蝦夷の叛乱におびえ、宝龜六年(七七五)十月十三日、『続日本紀』に早くも出羽国府を遷すことを朝廷に奏上した旨の記事がある。宝龜十一年(七八〇)にはすでに、出羽国府は河辺にあった(続日本紀 八月二十三日)。かつて、その「河辺」を雄物川西岸の「河辺郡」と解した説もあったが、今日では最上川河口付近と解している。この時期には、出羽国府が後退して、飽海郡に所在したのであろう。延暦二十三年(八〇四)に、出羽国司は、出羽国の北隅に孤立し、「無隣相救」となった状態の秋田城を停廢し、河辺府を確保したいと奏上し許可されている(日本後紀 十一月二十二日。『三代実録』仁和三年(八八七)五月二十日の条によると、出羽の「国府は出羽郡井口(いくち)の地に在り」とあり、延暦年間に坂上田村麻呂の奏上によって建設されたといっている。しかし、「河辺府」と「井口」の国府の関係は不詳であるが、井口の位置については、酒田市大字吉田とする説が有力であるといわれている。吉田と城輪柵跡までは四料足らずの距離にある(菅田・横山・前掲書 二八頁)。なお、仁和三年の奏状では、「去る嘉祥三年(八五〇)の大地震に形勢が変わったので、出羽国

府を最上郡大山郷保宝士野（はほしの）に遷建したい」（三代実録 仁和三年五月二十日）と申請したが、朝廷は軍事的・行政的立場から最上郡への移転を許可せずして、「井口」国府近くの高地に建設を命じた。その明確な位置は不明であるが、酒田市本橋新田目（もとだてあうため）に移転したとする説が有力である（菅田・横山：前掲書 二八頁）。

出羽柵に国衙が併設されていたと考えられるので、出羽柵に比定される遺跡についてみると、三遺跡がある。まずそのうち、東田川郡助川（現 三川村）に出羽柵が所在したと『地理志料』（出羽郡 四五〇頁）に記述しているが、『地名辞書』（八一五頁）は、その所在を擬定した証拠は明白でないという。三川村助川に擬定しうる遺跡は目下のところ明確ではない。次の擬定遺跡は、昭和四年（一九二九）八月に発見された西田川郡大山町（現 鶴岡市）太平山北麓の大山柵跡である。そして昭和六年（一九三一）に発見された飽海郡本楯（もとだて）村城輪（きのわ）現酒田市内城の城輪柵跡を出羽柵に擬定し、大山柵跡を当初の出羽柵とした（上田三平：城輪柵址・払田柵址 文部省史蹟調査報告 三 昭和七年）。城輪柵跡をもって、和銅元年（七〇八）九月二十八日に越後国が出羽郡を創置した時に移置した出羽柵としたのである（続日本紀）。加藤孝の最近の研究によると、城輪柵跡について、奈良朝末から平安朝初期に、外装を整備した平時行政上の出羽国府跡と考えるのが妥当であろうという（城輪柵址再考 古代文化 七ノ三 昭和三六年）。しかし、城輪柵跡は、当初は出羽柵で、後に出羽国分寺になったとする説、次に、出羽国分寺説、第三に征夷開拓期の城柵説、第四に前述の加藤説の四説があるが、いずれも論定しえず、結論は出ていない（板橋源：「東日本」古代城柵跡 大場雄・内藤政恒・八幡一郎監修：新版考古学講座 六巻 有史文化（上）雄山閣 昭和四五年 一二六頁、伊東信雄・板橋源・飯田須賀斯・柏倉亮吉：城輪柵 予備調査概報 酒田市教育委員会 昭和四〇年。なお、坂詰秀一は、大山柵跡について、出羽郡衙に類似する一時的使用を

目的とした初期の出羽柵ではないかという（大山柵跡の再検討 立正史学 二七 昭和三八年。さらに、和銅五年（七二二）九月二十三日（続日本紀）、越後から郡をさいて出羽国が設置され、同年十月一日（続日本紀）、陸奥国から置賜・最上両郡を出羽国に所属させたが、この時の出羽国府は東田川郡渡前村（わたまえむら）字平形（ひらかた）（現 藤島町）にあったといわれる（地名辞書 八一四頁。大槻如電は『続日本紀』・『日本後紀』・『三代実録』等の古文獻を検討・吟味して、和銅の出羽国創置の時には、国府を「藤島」に設置し、約百年を経て井上郷（東田川郡広野村）の大槻は井口ではなく井上であるという）に遷置し、また八十余年して再び「藤島」に復置されたと推論している（駅路通 一一〇―一二三頁）。平形に「国分（こくぶん）」という地名が残存し（菅田・横山：前掲書 二九頁）、近くに六社神社（式内社六社が合祀）が鎮座し、国府の総社であろうと推察されている。従って、国分寺も建立されていたというが、明確な根拠はない（菅田・横山：前掲書 二七―二九頁）。その後、宝龜六年（七七五）に（出羽）国府は飽海郡上田村井口（現 酒田市）に遷置され、その時国分寺も移されて城輪柵に建立されたといわれる（斎藤藤忠：日本古代遺跡の研究 総説 吉川弘文館 昭和四三年 一六七頁）。しかし、最近の城輪柵の発掘調査では、城輪柵跡＝国分寺跡説は否定的である。なお、昭和四十四年六月に城輪の北一軒の明成寺から八間×五間と推測される建築物の遺構が発見されたが、その結果はまだ明白でない（菅田・横山：前掲書 二九頁）。出羽国府が遷置されたことについては、早くから吉田東伍が提唱していた（出羽国府遷廢考 歴史地理 一〇ノ三 明治四〇年 二六一―二七七頁）『延喜式』第二十六主税上の「諸国出挙正税公廩雜箱」に、出羽国分寺の国分寺料の記載が欠落しているので（東北大学東北文化研究会編：蝦夷史料 吉川弘文館 昭和三年 一三二頁）、出羽国分寺は建立されていなかったという解釈もあるが、最近では『延喜式』主税の記事が脱落であったという見方も強い。何故なら、『弘仁式』の「主税」（弘仁十一年＝八二〇＝

な古代遺跡はない。『地名辞書』(八四一頁)、『駅路通』(二二四頁)、『新考』(四九二頁)の三者ともに、『地理志料』の説に共鳴している。しかし、遊佐には駅家の所在を証明する具体的証拠はない。この駅家から北へは、日本海岸に沿って北上したと考えるのが、至極当然のことである。遊佐駅家の北西約七軒の地点、すなわち吹浦川河口北岸(飽海郡遊佐町吹浦)に式内社大物忌神社が鎮座する(前掲特選神名牌 四八〇頁)。

『式内社』の記載順序によると、次は「蚶方(きさかた)」の駅家であり、駅馬十二疋を備える。『和名抄』には「蚶方」の郡名も郷名もない。『和名抄』記載の「飽海郡雄波(おなみ)郷が「蚶方」に相当すると考えられる(地名辞書 八五四頁)。中世に、『和名抄』(六三七―六三八頁)に載る飽海郡雄波・日(由)理・余戸の三郷と河辺郡全郷とを合わせて由理郡を建郡した。しかし、近世の河辺郡は、古代の河辺郡と同一ではない(地名辞書 九一八頁)。「地理志料」(四四八頁)によると、「塩越村」の「象潟島」に蚶方駅家が所在したという。塩越(しおこし)は現在の象潟(きさかた)町中心集落の北部にあり、付近一帯には象潟の跡が残る。ここが遊佐と由理の中間に当るので、この付近が蚶方駅家の位置であろうと推察されるが、具体的に証拠となる遺跡はない(地名辞書 八五六頁)。大槻如電も吉田説に従っているが、擬定根拠を掲げていない(駅路通 一二四―一二五頁)。井上通泰も吉田説に同調している(新考 五〇六頁)。

蚶方から日本海岸に沿って、北上し由理に入る。由理の駅家は駅馬十二疋と伝馬六疋を保有する。『和名抄』記載の飽海郡日理郷に当るのではないかと思う。字体から考えて、「日」は「由」の誤記であろうと考えたい。『地名辞書』(八六一頁)も「日」は「由」の誤記であるという。『地理志料』(四四八頁)には、「由理」項に由理駅家を記述しているが、所在地の擬定はない。しかし、由理跡は由理の平沢村にあるというが、平沢村は現在の秋田県由利郡仁賀保(にかほ)町の中心集落である。しかし、柵や駅家関係の遺跡は発見さ

れていない。由理柵は『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)八月二十三日の条に初現する。詳しい記載はなく、「居賊之要害」。承秋田之道。亦宜遣兵相助防禦。」と記されているのみである。由理柵の位置について、吉田東伍は、子吉川下流域の地勢、秋田への中継地、助河駅を経て雄勝城への連絡の位置にあること、および子吉川河口の古雪(ふるき)は古柵(ふるき)の遺名ではないかという諸点から、本庄に擬定しているが、具体的証拠がないので、明確なことは不明である(地名辞書 八六四頁)。なお、吉田は、由理柵は駅家を兼掌していたという。秋田に至る要地であるという点から大槻如電も吉田説に従い(駅路通 一二五頁)、井上通泰も吉田説に同意している(新考 五〇六頁)。

なお、参考までに記しておくが、雄勝城と由理柵を連絡したとすれば、その通路は何処を経由したのか明白でない。天平宝字三年(七五九)に設置された助河駅(続日本紀 天平宝字三年九月二十六日)は、『地名辞書』によると、石沢川上流の高瀬川流域の旧下郷村(現東由利村西部)とさらに上流の旧玉米村(現東由利村南部)の間に設置されていたであろうと推定している(八七〇頁)。すなわち、その推定地は『和名抄』記載の「河辺郡中山郷」に当る。雄勝郡羽後町足田(雄勝城擬定城柵遺跡)や同町郡山(郡衙擬定地)から西の同町字七窪(竊跡)を通り、横根峠を越え、田代川上流の上到米(かみとうまい)上玉米)に至り、そこから田代川に沿って下り、高瀬川(田代川の下流)川岸を通り、今の本荘街道の順路のように通行して子吉川河口の由理柵に向った。しかし、それは吉田説に従えばのことであり、井上通泰は、天平宝字の初期には山道(山北 せんぼく)を経て秋田に至る通路は、開発されていたが、由利を経由して秋田に到達する海道はまだ通じていないので、助河駅は雄物川沿いに所在したと考えるべきであるという(新考 五〇七頁)。ところが、前述したが、新野直吉の臨地調査により、助河駅家の所在は、平鹿郡増田町八木(皆瀬川右岸)に比定している(古代東北の開拓 前掲)一

四二頁。

次の駅家は『延喜式』によると、白谷(しらや)である。この駅家は駅馬七疋、伝馬三疋、船五隻を保有する。このように駅馬の外に、伝馬と船を備えるのは、野後、避翼の駅家と本駅家のみである。それらの三条件を備えるというのは、三駅家が水陸交通の要衝の地に立地していたと考えてよい。『和名抄』(六三七―六三八頁)には、白谷に類似する郡名、郷名すらないし、勿論、当駅家の記載はない。まず、当駅家の所在地について、明確なことは船を保有していたので、水域に臨む地点にあったということである。『地理志料』(四四九頁)によると、白谷の「白」は「石」の誤りであろうと述べ、「石谷」を「岩谷(いわや)」に比定している。「白」と「石」の誤りの根拠については、説述されていない。今少時、邨岡説を許容すると、岩谷は本荘市の中心部から八軒余の北北東の地点(由利郡大内ニおうちニ町)にあり、芋川に臨む。岩谷に擬定すると由理駅家との間隔が近すぎることになる。『既牧令』(前掲)の「諸道置駅條」の規定によると「須置駅者每三十里置一駅」とある。『雑令』(令義解・前掲)によると、「度十分條」には「一尺二寸為大尺一尺」とあり、さらに、「度地條」に「皆用大」と規定され、「度地五尺為歩條」に「度地五尺為歩。三百歩為里」とあり、大体現在尺に換算すると、和銅年間には曲尺六尺を一間、六十間を一町、六町を一里としたので、五里に相当する。そうすると、『既牧令』規定の駅家間の原則的距離に照合しても、本荘―岩谷間は近距離にあるので、岩谷擬定には疑問が残る。もっともその原則的距離を固く基本尺度として駅家間を設定したとも考えられないが、本荘・岩谷間に設定しなければならぬ積極的理由は見出されない。『地名辞書』(九一七頁)によると、蛸方より由理まで七里、秋田(土崎)まで十二里の路程であるから、河南に一駅を要する。船を常備していたことから考えて、白谷は河津であり、その位置は、百三段(ももさんだん)にあったと擬定している。百三段は雄物川河口左岸の「新屋」・「浜田」・

「豊岩」一帯の地域名であるから、具体的な駅家位置は不明である。なお、『駅路通』(二二六頁)によれば、「白谷」は「石谷(いわや)」の誤字であり、さらに、「石谷」を「いしだに」と訓み、「石田」と転化してしまったという。そして、現在の河辺郡雄和村川添(かわそえ)地区の字石田(いしだ)に白谷駅を擬定している。なお『新考』(五一〇頁)をみると、井上は吉田説に従うのみで、具体的な推論はない。新野直吉は実地調査により、次のように論考している。『地名辞書』(九一七―九一九頁)によれば、白谷駅の位置は「百三段」で、勝平山山麓の「新屋(あらや)」に擬定されるという。勝平山は現在の五万分の一地形図「秋田」(昭和三年六月発行)図幅によると、旧雄物川河口左岸にあり、標高四九米である。「新屋」は秋田城が所在していた「高清水岡(たかしみずおか)」とは対岸に位置するので、もし雄物川(秋田河)が「高清水岡」の南を流れていたとすれば、「新屋」は渡河点であって、「水駅」とはならない。また、雄物川が「高清水岡」の北を流れていたとしても、「新屋」と「高清水」とは指呼の間にあるから、もし勝平山麓の「新屋」に白谷駅が設置されていたとすれば、特に、秋田城の近傍に、秋田駅家を設ける必要性はなからう。しかし、『延喜式』「諸国駅伝馬」には秋田駅家が記載されている。それでは、「由理」から「白谷」まではいかなる順路の通路が在存したのかは不明である。「由理」から「秋田」に向う道路は、近世まで本荘の石脇から芋川の右岸に沿って湖上し、由利郡大内村下瀧付近から芋川支流の小関川に沿って上流へ向い、由利郡大内村字「碓」から北に向って、「西又」・「大橋」・「陣笠」を経て、雄物川左岸の「新波(あらは)」(河辺郡雄和村)に至る道路があった。しかも、「新波」は鉄道開通までは、雄物川の水運を利用した河港で、物資の集散地であった。なお、秋田に向う交通は、すべて川舟によった。明治年間には、「新波」から「秋田」までは小径しなかった。近世や近代初頭においても、かかる交通事情であったから、由理から秋田への経路には、河川を利用せざるをえな

かったのである。古代では、水駅伝によりざるをえなかった。「由理」と「秋田」両駅間の距離、および、「由理」から雄物川流域に到達する順路の地形状態からも、白谷駅家の擬定地は「新波」である（水駅の实地研究 二八一―二九頁）。筆者も新野説に共鳴する。

次の駅家は秋田（あいた）駅家で、出羽駅路の終点である。『延喜式』「諸国駅伝馬」によれば、白谷駅の次の記載駅家は「飽海」であるが、これについては既述した。飽海駅家は城輪跡の南六、三料の「郡山」に所在したと擬定されうる。したがって、秋田駅家が白谷駅家の次駅になる。当駅家の保有駅馬は十足である。前述したが、『続日本紀』天平五年（七三三）十二月二十六日の条に、出羽柵が秋田村高清水岡に遷置された記事が載る。丁度、今の秋田市寺内（てらうち）町に高清水の丘があり、旧雄物川を南西に臨む。その丘に秋田城跡が発掘により認められている。出羽柵は天平宝字五年（七六一）前後から秋田城と改称されるようになった（今村義孝・前掲書一六頁）。出羽国府については前述した。なお、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十一月二十二日の条によれば、秋田城は建置四十余年経過したが、土地生産性は低く北辺に孤立しているので停廃したい旨の進言があった。しかし、秋田城は存続した。天長七年（八三〇）の大地震により、城郭官舎並びに堂舎が倒壊したことが奏上され（類聚国史 一七一 天長七年正月二十八日 蝦夷史料 前掲 七八頁）、その後、元慶二年（八七八）には、夷俘が叛乱して、「今月十五日焼損秋田城并郡院屋舎城辺民家」の記事にあるように、秋田城は大被害を受けている（三代実録 元慶二年三月二十九日）。特に、『三代実録』元慶五年（八八一）四月二十五日の条によれば、元慶二年の夷俘が叛乱した当時の大被害の内訳が詳細に記録されている（蝦夷史料 一〇八・一一八―一九頁）。その後、秋田城司藤原保則が復興に努力し、旧制に倍した。そして百数十年は在続した。秋田城跡は昭和三十四年（一九五九）から四ヶ年に亘り、発掘調査が実施され、その遺跡は明確になった（文化財保護委員会：秋田城跡第一次―第

四次調査概報 昭和三十四年―三十八年）。その遺跡は秋田市寺内町の丘陵地に存在する（文化財保護委員会：全国遺跡地図―秋田県 昭和四〇年 二二頁）。

秋田駅家の設置は、秋田城と関係が深いと考えられる。そのため、秋田城の位置を考古学の発掘報告により、前述したように秋田市寺内に確認した。この近傍に、駅家があったと考えられる。『和名抄』（六三八頁）の「秋田郡」の条には「秋田郷」という郷名はないが、「高泉郷」という郷名の記載がある。この「高泉」は、前述の出羽柵（秋田城）の位置「高清水岡」（＝秋田市寺内）と地名が類似するところから、「高泉郷」に秋田駅家があったのではないかと考えられる。『地理志料』によると「高泉」を「たかしみず」と訓読しており、高泉＝高清水ということになる。『地名辞書』（九三〇頁）にも、『地理志料』と同じく「高泉」郷を「たかしみず」と訓み、「高清水」岡を「高泉」に比定している。秋田駅家の位置を考究する場合、白谷駅家との関係でみると、白谷駅家と秋田城との間に設置されたか、あるいは秋田城に併設されたかの何れかである。しかし、白谷駅家が水駅であるから、雄物川を利用して秋田城に向ったと考えてよい。雄物川は秋田城が造営されていた「高清水岡」の南西を流れているので、白谷駅から雄物川を利用すると、そのまま河川に従って秋田城まで運輸が可能であるから、「白谷」と「高清水岡」との間に駅家を設置する必要はない。このように考えれば、秋田城に秋田駅家が併設されていたと推察され、城柵が駅伝を兼掌していたと考えられる。このように考えれば、「白谷」・「高清水岡」間には全く一駅設置の必要はないが、『延喜式』「兵部省諸国駅伝馬」の駅家記載駅次によると、「白谷」の次に「飽海」が記されている。この「飽海」駅家については、前述した通り、記載順序の誤謬であり、飽海駅家は城輪跡の南六、三料の飽海郡「郡山」付近に所在したであろうと推定されている。实地調査によっても、駅家の具体的所在位置を把握しえなかった。『地名辞書』（九三五頁）によると、明

確な根拠はないが、「延喜式に秋田駅といふも、蓋、此地にして、当時の鎮域は、高泉郷に在りければ、添川は其比（北の誤記であろう）隣に在りて、駅家を兼ねしなり」という。しかし、出羽水路駅路は秋田城への連絡が重要な目的であるのに、秋田城の北隣地の「添川」に、秋田駅家を設置するのは、雄物川の水運上不便な位置にあり、またその地が秋田城の北部にあたるので、秋田城との連絡上も便利でない。「添川」は今の秋田市市街地北部で、旭川の下流域である（地名辞書 九二五頁）。なお、『新考』（五一五頁）にも明確な根拠はないが、秋田市市街地の北西の「寺内」東部に所在したのであると推察している。白谷駅家が水駅であることから考えると、寺内東部の雄物川右岸に位置したであろうと想像しうる。

要するに、右に説述してきたことを通覧すると、次のようである。

陸奥の小野駅家から奥羽山脈を越えて出羽国に入り、それからの駅路は最上川に沿い、またそれを利用して下流域の庄内平野に向った。最上川下流から本荘に入り、本荘から東北に向って雄物川流域に達し、次は雄物川の河水を利用して、秋田城に到着したのである。このように古代駅路の大体の経路を把握することが出来たが、具体的な経路と明確な駅家の所在地を検出することは出来なかつた。今後は、本稿で推論した駅家の所在地（擬定地）を、陸奥江釣子新平遺跡を基にして試作した模式的駅家形態でもって、駅家の所在を臨地調査により検出し、さらに古代交通路を追究したいと考えている。

本研究は、昭和四七年度文部省科学研究費（京都大学教授 藤岡謙二郎代表 総合研究「日本古代交通路の研究」の一部によったことを付記し、藤岡謙二郎教授並びに関係各位に謝意を表す。